7　設備規則別表第三号17⑶の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

⑴　基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 −5.2−1.4×（Δｆ−0.05）dBm Δｆは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一二・二dBm以下の値
一〇・〇五MHz以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値

注1　基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4　複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、次のとおりとする。

⑴　同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

⑵　同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

⑵　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・二dBm以下の値

五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値
六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・二dBm以下の値

一〇MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・二dBm以下の値
	五MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値
	一〇MHz以上一五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・二dBm以下の値

一五MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一八・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・二dBm以下の値
	五MHz以上一五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値
	一五MHz以上二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・二dBm以下の値

二〇MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一九・二dBm以下の値